

7 子ども・子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

認定区分	児童年齢	認定内容		利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定	教育を希望する場合	幼稚園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所	8～11時間
3号認定	満3歳未満（0～2歳）				

施設区分	内 容	児童年齢	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	制限無し
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	共働き世帯など、家庭で保育できない保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育を一緒に受ける ●保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 <small>（注）0～2歳児については、保育所と同じ要件となる</small>

●地域子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、13事業を実施することになっています。

8 計画の推進体制

① 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関連機関や県・近接する市町と連携を図り、地域の实情に応じて計画的な基盤整備を行っていきます。

また、地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所を支援し、小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

② 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「安来市子ども・子育て推進会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について点検、評価するとともに、必要に応じて計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施し、進捗状況等はホームページ等で公表します。

安来市子ども・子育て支援事業計画 ダイジェスト版

発 行 ●平成27年3月

発 行 者 ●島根県安来市

問い合わせ先 ●安来市役所 健康福祉部 子ども未来課

〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930-1 TEL (0854) 23-3222 FAX (0854) 32-9230

印 刷 ●株式会社 ぎょうせい